

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3189号)

令和7年4月17日

横情審答申第3189号

令和7年4月17日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和4年11月15日旭税第537号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「旭区特定土地に係る令和4年度土地（補充）課税台帳兼評価調書（写）」  
の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「旭区特定土地に係る令和4年度土地（補充）課税台帳兼評価調書（写）」の保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「課税庁は、請求者が有する旭区特定土地に対し、登記地籍に基づき固定資産税及び都市計画税を課税しています。とのことであるが、本件地の登記地目は宅地であるが、6.11+3.844㎡部分は平成10年度から公衆用道路として搾取されている。課税庁は、課税上の地目及び地籍が一致していないことを確認し還付額を算出した賦課を求めると共に、令和4年度の賦課が分かる課税台帳写」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年8月15日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、次のように要約される。

本件本人開示請求書の記載から、旭区特定土地（以下「当該土地」という。）に係る令和4年度固定資産税及び都市計画税の賦課が分かる課税台帳の写しの開示を求めていると解し、本件保有個人情報を特定した。これ以外に審査請求人が求める保有個人情報は作成しておらず、保有していない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 本件保有個人情報には改ざんがあるため、正規の土地（補充）課税台帳兼評価調書の写しを開示するよう求める。

## 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 固定資産税及び都市計画税の課税事務について

固定資産の価格等については、地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき、固定資産課税台帳に登録することとされており、旭区に所在する土地及び家屋の所有者に対しては、旭区長が当該価格等に基づき固定資産税及び都市計画税を課税している。

横浜市においては、評価調書及び固定資産課税台帳は、電磁的記録として備えている。

(3) 本件保有個人情報について

電磁的記録から紙に出力した当該土地の「令和4年度土地（補充）課税台帳兼評価調書（写）」である。

本件保有個人情報には、当該土地の所在、地番、現況地目、課税地積、納税義務者の氏名、所有者コード、価格、課税標準額等が記載されている。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

当該土地に係る令和4年度固定資産税及び都市計画税は、本件保有個人情報に基づき課税されており、これ以外に審査請求人が求める保有個人情報は作成しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件本人開示請求書には、「令和4年度の賦課が分かる課税台帳写」の開示を求めると明記されていることから、実施機関が本件保有個人情報を特定したことは是認できる。また、他に審査請求人が求める保有個人情報は保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を特定し、開示とした決定は妥当で

ある。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和4年11月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和4年11月21日	・審査請求人から意見書を受理
令和7年2月20日 (第312回第三部会)	・審議
令和7年3月21日 (第313回第三部会)	・審議